

## 株式会社 linkworks 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

(1) 制定されたばかりの就業規則・育児介護休業等制度に対して、従業員の認識と理解の程度が低い

(2) 年次有給休暇の取得率が低い

3. 目標と対策・実施時期

目標 1：就業規則・育児介護保険休業等の規程を製本、制度の周知及び研修の実施

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 就業規則・育児介護休業等規定パンフレットを全社各施設に配布
- 平成 28 年 10 月～ 従業員を管理職が制度の理解を深めるため、社内広報を活用して定期的に制度の情報を提供します
- 平成 29 年 4 月～ 就業規則・育児介護休業制度についての管理職を対象とした研修を年 1 回実施します

目標 2：年次有給休暇の取得促進のため措置の実施、有給休暇取得率を向上させる。  
平成 31 年までには、年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 年次有給休暇の取得現状に対して、有給休暇の管理方法、申請手順現状の把握を見直し、平成 28 年 5 月まで日数管理システム作成
- 平成 28 年 5 月～ 労働者年次有給休暇の消化状況を通知
- 定期的に年次有給休暇取得の推進・情報開示
- 急な事態にも気兼ねなく年次有給休暇等を申出られることを周知し、日頃の業務についていつでも他の者が対応できる体制をとるようにする。

目標 3：子供を育てる労働者が会社経営の施設の利用優遇、地域子供・子育てに関する貢献活動の実施

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 従業員（正社員・アルバイト含む）の子供が会社経営の関連施設の利用状況の把握
- 平成 28 年 7 月～ 子供を育てる労働者が自社施設利用の優遇制度を検討、見直す
- 平成 29 年 4 月～ 優遇制度の社内広告と行う
- 平成 29 年 4 月～ 年数回会社関連施設で、地域子供・子育てに関する貢献イベントを実施